

岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場
・ 柔剣道場空調設備等整備事業
落 札 者 決 定 基 準（案）

令和 7 年 2 月 21 日

岡 崎 市

－ 目 次 －

第 1	落札者決定基準書の位置付け	1
第 2	基本的な考え方	1
第 3	選定委員会の設置	1
第 4	審査の流れ	2
第 5	資格審査	3
第 6	提案審査	3
1	基礎審査.....	3
2	加点審査.....	4
第 7	実施事業者の選定	6
別紙 1		7

【用語の定義】

岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業落札者決定基準では、次のように用語を定義する。また、本書は入札説明書等と一体のものであり、その他の用語は入札説明書等において使用される用語と同一のものである。

本	書	：岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業落札者決定基準をいう。			
	市	：岡崎市のことをいう。			
本	事	業	：岡崎市立甲山中学校ほか 14 校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業のことをいう。		
選	定	委	員	会	：岡崎市立中学校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業選定委員会をいう。
入	札	参	加	者	：本事業の設計、施工の能力を有し、本事業の入札に参加する事業者グループ又は単独の事業者のことをいう。
代	表	企	業	：入札参加者のうち、代表企業と定められた企業のことをいう。	
実	施	事	業	者	：本事業を実施する施工者等のことをいう。

第1 本書の位置付け

本書は、市が、本事業を実施する民間事業者を選定するにあたり、選定委員会において、最も優れた入札参加者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 基本的な考え方

実施事業者の選定方法は、総合評価一般競争入札方式とする。

審査の方法は、入札参加者の備えるべき参加資格要件に関して、入札参加者の資格の有無を判断する「資格審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施する。

資格審査では、入札参加者の参加資格について市が審査を行い、提案審査資料の提出を求める入札参加者を選定する。

提案審査は、資格審査により参加資格要件を満たしていると考えられた者から提出された提案書類を対象とし、基礎審査として提案書類の不備の有無や提案内容が市の求める要求水準を満たしている等が確認できた提案書類について、加点審査及び価格審査を行い、価格審査において予定価格を下回っていることが確認された場合は、基礎審査と加点審査で付与する点数（基礎点、提案点）の和を入札価格で除した除算方式により評価する。なお、資格審査の結果は、提案審査のための資料提出を求める入札参加者を選定する目的にのみ用い、提案審査における評価には反映させないこととする。

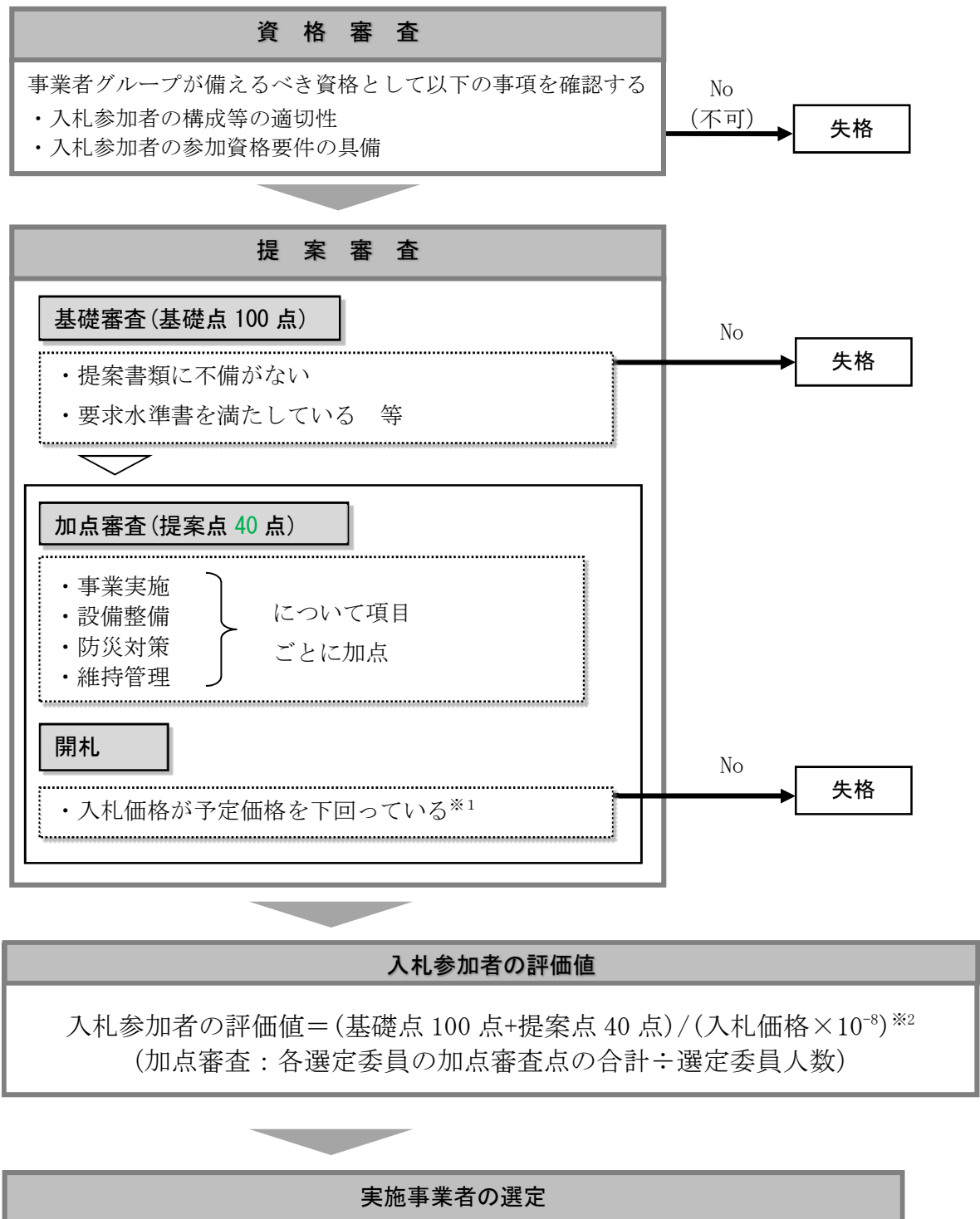
第3 選定委員会の設置

本事業に係る事業者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、市は、学識経験者等により構成される選定委員会を設置している。市は、選定委員会による評価の結果を基に実施事業者を選定し、契約手続きを行う。選定委員は以下のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員	野澤 英希	愛知工業大学工学部建築学科教授
委員	田島 昌樹	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授
委員	荒木 裕子	京都府立大学環境科学部環境デザイン学科准教授
委員	根本 健一	岡崎市都市基盤部長
委員	二村 雅志	岡崎市教育委員会事務局教育部長

第4 審査の流れ

資格審査の流れは以下のとおりである。



※1 全ての入札価格が予定価格を上回っている場合、1度に限り、再度の入札を実施する。

※2 評価値が最大となった者が低入札調査基準価格を下回っていた場合、低入札調査を実施する。

第5 資格審査

入札参加者の設計企業及び施工企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査する。1項目でも要件の未達項目があれば失格とする。また、入札参加者の実施体制等について審査を行い、市の要求を満たさないと評価された場合、入札参加者は提案審査に参加することはできない。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第6 提案審査

1 基礎審査

次表に掲げる基礎審査項目について基礎審査を行う。全ての審査区分の基礎要件を満たしている場合は基礎点として100点を付与する。1つでも基礎要件を満たしていない場合は失格とし、以降の審査は行わない。

審査区分及び基礎要件

審査区分	基礎要件
共通事項	1. 提案書類が全て提出され、必要事項が全て記載されていること。 2. 1つの提案項目に対して、2以上の提案がないこと。 3. 様式集の構成並びに枚数の制限に従った提案であること。
設計業務	4. 要求水準を満たしていること。
施工業務	
事業計画	5. 実現可能な事業工程となっていること。 6. 実現可能な施工方法となっていること。 7. 各種発生費用の主な項目及び算定方法に誤りが無く、市場価格と極端に乖離していないこと。

2 加点審査

加点審査については、市が特に重視する項目を審査項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加点審査の採点方法は、各加点項目について、以下に示す5段階評価により得点を付与する。

評価	評価内容	採点基準
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	加点項目に対する提案はなされているが、特に優れた点はみうけられない	配点×0.00

各選定委員の加点審査点を合計し、選定委員人数で割った値を提案点とする。

$$\text{提案点} = \text{各選定委員の加点審査点の合計} \div \text{選定委員人数}$$

加点審査における審査項目を以下に示す。評価項目の配点表については別紙1に示す。

【審査項目】

No.	評価項目	配点
(1)	事業実施に関する項目	計14点
1	事業計画（実施体制、工程等）の妥当性	3点
2	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	2点
3	地域の活性化への貢献	6点
4	設備設置の環境への影響	3点
(2)	設備等整備に関する項目	計16点
5	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	6点
6	空調設備の性能（快適性、操作性、安全性、教育環境等への配慮）	7点
7	環境負荷軽減への配慮	3点
(3)	防災対策に関する項目	計6点
8	エネルギー供給停止時の空調運転	4点
9	災害時の対策及び復旧の容易性	2点
(4)	維持管理に関する項目	計4点
10	ランニングコスト	4点
合計		40点

(1) 事業実施に関する項目（合計 14 点）

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	事業計画（実施体制、工程等）の妥当性	・事業実施にあたって、本事業の目的や背景を十分理解した基本方針となっている。 ・事業実施体制及び代表企業、設計企業・施工企業（構成企業）等の役割分担 ・事業統括機能の妥当性、業務品質確保に有効な取組が提案されている。	3
2	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	・本事業におけるリスクの想定及びその対応策が適切である。 ・構成企業間のリスク分担に実効性がある。	2
3	地域の活性化への貢献	・実施体制における市内業者の活用及び地域経済活性化への配慮（構成企業のうち市内業者が実施する空調設備工事校数及び屋根遮熱型塗膜防水工事校数の割合に対する加点方法は別表の通り）	6
4	設備設置の環境への影響	・室外機設置に伴う教育環境への影響（騒音、振動、温風、臭気）を極力小さくする又は適切に対策するよう配慮されている。 ・学校周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気）を極力小さくする又は適切に対策するよう配慮されている。	3

別表 地域の活性化への貢献における市内業者割合に対する加点表

	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超
空調設備工事 （構成企業の内、管 工事に限る）	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0
遮熱断熱工事 （構成企業の内、建 築一式工事に限る）	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0

(2) 設備等整備に関する項目（合計 16 点）

No.	審査項目	審査の視点	配点
5	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	・設計・施工スケジュールは、事業スケジュールや令和 7 年度末に指定した出来高と十分に整合したものとなっている。 ・空調設備配管、ドレン、配線、保温等の材料及び取付方法は適切なものとなっている。 ・既存設備への配慮はなされている。 ・施工時の生徒及び学校使用者に対する安全性確保のための方策が明示されている。 ・工事に伴う施設の利用制限期間の短縮に関する工夫がなされている。	6
6	空調設備の性能（快適性、操作性、安全性、教育環境等への配慮）	・機器の能力選定を行うための熱負荷計算は適切なものとなっている。 ・室内機の設置台数は、快適な教育環境の提供に配慮した計画となっている。 ・空調設備の設置場所、設置方法は、学校教育、部活動・大会、学校開放等への影響や安全性の確保が考慮されている。	7

		・一日の連続運転を想定しない屋内運動場の空調設備の特性（授業がない時間帯は運転しない）に配慮し、運転開始後の快適な空調環境となるまでの時間が短縮できるなど、性能・機能の付加的提案がなされている。 ・教職員にとって操作盤等の操作を容易にする工夫がなされている。 ・使用状況の把握に対する工夫がなされている。	
7	環境負荷軽減への配慮	・空調稼働に伴う二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に配慮した提案がなされている。 ・遮熱断熱対策による環境負荷軽減に配慮した提案がなされている。	3

(3) 防災対策に関する項目（合計6点）

No.	審査項目	審査の視点	配点
8	エネルギー供給停止時の空調運転	・エネルギー供給停止時の空調運転において、要求水準書に示した能力や機能を上回る空調設備を計画する提案がなされている。 ・避難所開設者による切替操作の容易性に関する提案がなされている。 ・災害時の空調設備又は燃料保管庫の活用による優れた提案がなされている。	4
9	災害時の対策及び復旧の容易性	・室外機等の水没対策や、水没時に避難所としての機能を早期に復旧することができる仕組みの提案がなされている。 ・大規模な地震の被害にあった場合に、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」の乙類に定める二次被害の防止以上の対策が提案されている。	2

(4) 維持管理に関する項目（合計4点）

No.	審査項目	審査の視点	配点
10	ランニングコスト	・空調熱源の選択は、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストにも配慮したものとなっている。 ・光熱水費の算定方法や、低減対策の提案は、妥当性のあるものとなっている。 ・保守に要する費用の低廉化方策についての提案は、妥当性のあるものとなっている。 ・デマンド値増加の対応策が提案されている。	4

第7 実施事業者の選定

入札参加者の評価値は、以下のとおりとし、評価値が最大となった事業者を最高評価値取得者として選定する。最高評価値取得者が2つ以上同点であった場合は、電子くじ引きにより落札候補者を決定する。

市は、選定委員会による評価の結果を基に実施事業者を決定する。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点 } 100 \text{ 点} + \text{提案点 } 40 \text{ 点}) / (\text{入札価格} \times 10^{-8})$$

配点表

No	大項目	中項目	No. 細分化	小項目	配点																			
1	事業実施に関する項目	事業計画（実施体制、工程等）の妥当性	1-1	事業実施にあたって、本事業の目的や背景を十分理解した基本方針となっている。	2	3																		
			1-2	事業実施体制及び代表企業、設計企業・施工企業（構成企業）等の役割分担	0.5																			
			1-3	事業統括機能の妥当性、業務品質確保に有効な取組が提案されている。	0.5																			
2		リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	2-1	本事業におけるリスクの想定及びその対応策が適切である。	1	2																		
			2-2	構成企業間のリスク分担に実効性がある。	1																			
3		地域の活性化への貢献（事務局審査）	3	実施体制における市内業者の活用及び地域経済活性化への配慮（構成企業のうち市内業者が実施する空調設備工事校数及び屋根遮熱型塗膜防水工事校数の割合に対する加点方法は別表の通り） 別表 地域の活性化への貢献における市内業者割合に対する加点表 <table><tr><td></td><td>0%</td><td>0%超 25%以下</td><td>25%超 50%以下</td><td>50%超 75%以下</td><td>75%超</td></tr><tr><td>空調工事</td><td>0.0</td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>3.0</td><td>4.0</td></tr><tr><td>遮熱断熱工事</td><td>0.0</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>2.0</td></tr></table>			0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超	空調工事	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	遮熱断熱工事	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0	6
	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超																			
空調工事	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0																			
遮熱断熱工事	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0																			
4	設備設置の環境への影響	4-1	室外機設置に伴う教育環境への影響（騒音、振動、温風、臭気）を極力小さくする又は適切に対策するよう配慮されている。	2	3																			
		4-2	学校周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気）を極力小さくする又は適切に対策するよう配慮されている。	1																				
5	設備等整備に関する項目	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	5-1	設計・施工スケジュールは、事業スケジュールや令和7年度末に指定した出来高と十分に整合したものとなっている。	2	6																		
			5-2	空調設備配管、ドレン、配線、保温等の材料及び取付方法は適切なものとなっている。	1																			
			5-3	既存設備への配慮はなされている。	1																			
			5-4	施工時の生徒及び学校使用者に対する安全性確保のための方策が明示されている。	1																			
			5-5	工事に伴う施設の利用制限期間の短縮に関する工夫がなされている。	1																			

No	大項目	中項目	No. 細分化	小項目	配点	
6	設備等整備に関する項目	空調設備の性能（快適性、操作性、安全性、教育環境等への配慮）	6-1	機器の能力選定を行うための熱負荷計算は適切なものとなっている。	2	7
			6-2	室内機の設置台数は、快適な教育環境の提供に配慮した計画となっている。	1	
			6-3	空調設備の設置場所、設置方法は、学校教育、部活動・大会、学校開放等への影響や安全性の確保が考慮されている。	1	
			6-4	一日の連続運転を想定しない屋内運動場の空調設備の特性（授業がない時間帯は運転しない）に配慮し、運転開始後の快適な空調環境となるまでの時間が短縮できるなど、性能・機能の付加的提案がなされている。	1	
			6-5	教職員にとって操作盤等の操作を容易にする工夫がなされている。	1	
			6-6	使用状況の把握に対する工夫がなされている。	1	
7		環境負荷軽減への配慮	7-1	空調稼働に伴う二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に配慮した提案がなされている。	1	3
			7-2	遮熱断熱対策による環境負荷軽減に配慮した提案がなされている。	2	
8	防災対策に関する項目	エネルギー供給停止時の空調運転	8-1	エネルギー供給停止時の空調運転において、要求水準書に示した能力や機能を上回る空調設備を計画する提案がなされている。	1	4
			8-2	避難所開設者による切替操作の容易性に関する提案がなされている。	2	
			8-3	災害時の空調設備又は燃料保管庫の活用による優れた提案がなされている。	1	
9		災害時の対策及び復旧の容易性	9-1	室外機等の水没対策や、水没時に避難所としての機能を早期に復旧することができる仕組みの提案がなされている。	1	2
			9-2	大規模な地震の被害にあった場合に、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」の乙類に定める二次被害の防止以上の対策が提案されている。	1	
10	維持管理に関する項目	ランニングコスト	10-1	空調熱源の選択は、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストにも配慮したものとなっている。	2	4
			10-2	光熱水費の算定方法や、低減対策の提案は、妥当性のあるものとなっている。	1	
			10-3	保守に要する費用の低廉化方策についての提案は、妥当性のあるものとなっている。	0.5	
			10-4	デマンド値増加の対応策が提案されている。	0.5	
合計（性能審査の得点）						40